

陳 情	受 理 番 号	147	受 理 年 月 日	令和6年4月16日	付 託 委員会	都市建設 環 境
件 名	那覇市字安謝港原及び那覇市字安謝山後原地区について「土砂災害特別警戒区域」に指定されているところ、当該急傾斜地（崖地）の地質調査・落石発生の危険度調査、崖地の上部に所在する住宅の基礎部分の崩落事故発生の危険度調査及びその調査結果を踏まえての現在時点において有効とされている崖地崩落事故及び落石事故防止対策工事についての工法提言についての陳情					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願ひいたします。

件 名

那覇市字安謝港原及び那覇市字安謝山後原地区について「土砂災害特別警戒区域」に指定されているところ、当該急傾斜地（崖地）の地質調査・落石発生の危険度調査、崖地の上部に所在する住宅の基礎部分の崩落事故発生の危険度調査及びその調査結果を踏まえての現在時点において有効とされている崖地崩落事故及び落石事故防止対策工事についての工法提言についての陳情。

第1 陳情の趣旨

那覇市字安謝港原620外5筆と那覇市字安謝山後原664-33外2筆との境界線沿いの地域には、ほぼ直角に近い急傾斜地（いわゆる崖地）が所在しており、同急傾斜地（崖地）について従前「土砂災害警戒区域」と指定されていたが、令和5年3月17日付をもって、新たに「土砂災害特別警戒区域」に危険度が格上げ指定された。この理由は、令和4年（2022年）6月14日に当該急傾斜地（崖地）の壁面に植わっていた樹木が倒壊するという事故が発生したためであると推察される。

ところで、この倒木及びこれに付随した落石事故によって、崖下に所在するイオン琉球株式会社（以下、「イオン琉球」という）が経営するイオンタウン安謝テナント棟の店舗屋根部分が損壊し、また建物外部に設置されていた屋外空調機が損傷するという事故が発生した。この事故の緊急対策として、イオン琉球が急傾斜地（崖地）壁面に繁茂していた雑木の伐採処理を行ってみたところ、急傾斜地（崖地）の壁面に大きな空洞（クラック）2か所、小さなクラックが多数、崖上の建物外構部分のコンクリート劣化剥離等が確認されており、大型の台風襲来による強風と豪雨により地盤が緩むなどと急斜面地域（崖地）であることもあって崖地崩落事故乃至は落石事故の発生の可能性が極めて高くなっているように思料された。

よって、上記の危険個所を含めた急傾斜地（崖地）の地盤・地質について下記のような調査及び事故防止対策工法についての提言調査をなされたく陳情する。

記

- (1) 現在時点における本件急傾斜地（崖地）の地質調査、地盤の強度調査及び急傾斜地（崖地）の壁面に所在するクラック等からの崩落の危険性の程度及び崖地の上部に存在する住宅の基礎部分の崩落の危険性の有無等についての調査
- (2) 上記調査結果に基づく本件急傾斜地（崖地）現場における崖地崩落事故・落石事故等の事故防止対策として、現在時点において最善とされている改修その他工法について調査研究の上での提言
- (3) 現在時点における住宅居住者に対する移転勧告の必要性の有無及び事故避難経路等に付いての調査。

第2 陳情の理由

1 本件危険地域の所在場所について

那覇市字安謝港原620, 620-223, 620-224, 620-118, 620-180, 620-97と那覇市字安謝山後原664-33, 664-48, 664-56地域は、国道58号線安謝交差点の近隣に位置しており、那覇市の中心地ともいふべき県庁前から約6km、新都心地区のサンエーメインプレス那覇から約5,3kmという交通至便の地域に所在しており、また、この地域内には、コジマビックカメラ那覇店、イオンタウン安謝外数社の店舗・事務所建物が所在しており、日常的に県民多数が来店している地域であることよりして那覇市当局にとっては、地域住民の安全を最優先した行政対応が強く望まれるところである。

2 事故の発生

令和4年(2022年)6月14日、別添資料の3枚目の「崖の位置」の箇所の急傾斜地(崖地)の壁面に植わっていた樹木が倒壊して、イオンタウン安謝テナント棟の屋根を損壊させ、また建物外部に設置されていた空調機設備もまた損傷させるという事故が発生した。この事故後、那覇消防署などが現場にきて事故状況を検証していたこともあって、従前の「土砂災害警戒区域」(イエローゾーン指定)から「土砂災害特別警戒区域」(いわゆるレッドゾーン)に危険度が格上げされた指定となったものと推察される。

イオン琉球において、この事故後、近隣住民の同意を得て、急傾斜地(崖地)の壁面に繁茂していた雑木を伐採して急傾斜地(崖地)の壁面の現況を目視の方法で確認したところ、別添資料の12枚目、13枚目の写真のとおり、崖地の壁面に空洞様のクラックが数か所発生しており、崖上の住宅の基礎部分のコンクリート劣化が確認された。

近い将来、大規模な崖地崩落乃至は落石事故ひいては住宅倒壊という大災害事故が発生しかねない危険性があるものと思料された。

3 那覇市による傾斜地（崖地）地盤の調査の必要性・緊急性について

我が国における最近の崖地崩落事故としては、静岡県熱海市伊豆山地区での土石流災害を指摘できる。この災害は、2021年7月3日に発生し、28人が死亡し、128棟の建物が損壊したと報道されており、この事故を受け、逗子市では、2021年度の予算案に2.3億円を計上し、崖地対策を強化して実施したようである。

沖縄県は、台風銀座と称されるように毎年、大型台風が来襲し強風・豪雨発生等により県民及び県経済に多額の損害を与えてきていることは周知のとおりである。また、台風襲来による強風・豪雨により、上記の「土砂災害特別警戒区域」と指定された急傾斜地（崖地）の地盤にゆるみを生じさせ、それが原因となって傾斜地（崖地）全体の大規模な崩落事故・落石事故ひいては住宅倒壊事故となる危険性が生じるのではないのかと懸念されるところである。

特に本件傾斜地（崖地）の壁面に存在している複数のクラックの拡大及び崖上に所在する住宅の基礎部分のコンクリート劣化の存在よりすると、台風来襲による大雨・豪雨を原因として傾斜地（崖地）の大規模な崩落事故・落石事故ひいては住宅倒壊事故が発生する可能性・危険性が増しているものと推察される。万が一、本件傾斜地（崖地）の壁面のクラック拡大による崖地地盤の崩落、崖地の上部に存する住宅基礎部分の崩落を原因として建物倒壊事故等が発生することになると沖縄県において前例のない大災害となる可能性が極めて高い。

4 結論

よって、那覇市におかれては、現在の傾斜地（崖地）の地質・地盤を調査の上、地盤の強度、崖地壁面に存在するクラック崩落の危険性の程度及び崖地の上部に存在する住宅の基礎部分の崩落の危険性の有無等についての調査を早急を実施され、その調査結果に基づく本件傾斜地（崖地）現場における崖地崩落事故対策として最善とされている改修工法あるいは崖地崩落未然防止対策工法として、どのような工法があるのかについて調査研究の上、適切な対策工事についての提言をして頂きたく陳情する次第である。